

## 賛助会員規程

平成23年4月1日制定

### (目的)

第1条 この規程は、定款第40条第4項の規定に基づき、公益財団法人日本リウマチ財団（以下「本財団」という。）の賛助会員の入会及び退会について必要な事項を定めるものとする。

### (賛助会員)

第2条 賛助会員は、本財団の目的に賛同し、入会を申し込んだ法人及び個人とする。

### (入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

### (特典)

第4条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 本財団が発行する研究報告、その他刊行物等の配布、提供を受けることができる。
- (2) 本財団が実施するリウマチに関する講習会、研修会等へ参加することができる。
- (3) 本財団が発行する印刷物の配布を受けることができる。
- (4) その他、本財団が行う事業について便宜を受けることができる。

### (会費)

第5条 賛助会員は、次の各号区分に従い、理事会が別に定める賛助会費1口以上を毎年4月末日までにその年度の会費を納入するものとする。ただし、年度途中で入会する賛助会員は、入会申込日に属する月の末日までに納入するものとする。

- (1) 法人賛助会員
- (2) 個人賛助会員

### (資格の喪失)

第6条 賛助会員は、次の各号に該当する場合に資格を失う。

- (1) 退会の申し出をしたとき。
- (2) 死亡（法人にあつては解散）したとき。
- (3) 除名されたとき。

### (除名)

第7条 賛助会員は、次の各号の一に該当するときは理事会の決議により除名することができる。

- (1) 正当な理由がなく、会費を1年以上滞納したとき
  - (2) 違法行為又は著しく同義に悖る行為をするなど、本財団の名誉を傷つけ、賛助会員として相応しくないと認められるとき
- 2 賛助会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退 会)

第8条 賛助会員は、いつでも退会通知を本財団に提出することにより、退会することができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。